

石綿事前調査に伴う新たな助成制度の創設に関する陳情

[願意]

石綿事前調査についての周知を図ると共に適正な調査を促し、市民そして現場職人が石綿を吸わない環境を作るため、市民に対して下記事項を条件とした石綿調査助成金の創設を実施願いたい。

1. 石綿事前調査に関わるもので船橋市民が支払う調査費用について助成すること。
2. 石綿事前調査報告が必要な民間の建築物であること。
3. 事前調査の結果、石綿（レベル1, 2, 3）が含有する建物であること。
みなし判定含む。
4. 2006年8月31日以前の民間の建築物であること。
5. 施工業者は市内（市税を納めている業者）を対象とする。

[理由]

船橋市内において、現在築40年以上の建物が3分の1を占めている状況となっており、解体を伴うリフォーム（メンテナンス）が必要不可欠となっています。リフォームを行うにあたって、2022年4月から石綿事前調査報告が義務化され、2023年10月からは石綿調査者でなければ、その調査をすることができなくなりました。ただ石綿においては2021年5月に最高裁判決で国が指導を怠ったとして敗訴になったにもかかわらず、職人が5万円以上の費用を出し調査者の資格を取得しないと仕事を取りづらくなっている点と、調査費用を市民が支払わなければならない点に問題があります。調査費の捻出が難しくリフォームをためらう市民が増えた場合、市内の建物の築年数が増えていくことと、調査報告が必要なことを知らない市民が多いことが課題となっているため、周知を図る上で上記助成制度の創設を願います。